

契約保証金を納付される方へ

## 現金納付による契約保証金の取り扱いについて

契約保証金を現金により納付される場合の手続きの概要は以下のとおりです。

### 契約締結までに行う手続き

1. 事前に現金による納付の申出を契約担当課までご連絡ください。
2. 町で契約保証金の納入通知書（納付書）を作成し、落札者（契約者）にお渡しいたします。
3. 落札者（契約者）は納付書に基づき、納付をお願いします。
4. 契約保証金を納付した際に渡される納付書（控え）の写しを契約書と一緒に町へ提出してください。
  - ※ 後日町より「保証金預り証」をお送りします。
  - ※ 領収書（原本）は自己管理にて保管してください。

### 工事完了後（契約完了後）に行う手続き

1. 工事完了（竣工検査）後に発注担当へ工事代金請求書を提出する際に、「契約保証金払出請求書」に必要事項を記入し、「保証金預り証」と一緒に契約担当課まで提出してください。
2. 町より払出請求書に記載の金融機関口座へ契約保証金をお振込みします。

（平成 30 年 3 月 5 日現在）

<p>（契約担当課） 松川町役場まちづくり政策課企画財政係 電 話：0265-36-7014 F A X：0265-36-5091</p>
---